ＦＡＸ送信用

令 和 ４ 年 ４ 月 ７ 日

関 係 者 各 位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況（令和３年確定値及び令和４年３月末速報値）を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ（http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html）には、当署を含め全道各署の労働災害発生状況を掲載（毎月10日頃更新予定）しておりますので、御参照ください。

担当：苫小牧労働基準監督署　第２方面
電話：0144-88-8900

令和３年　業種別労働災害発生状況

（確定）　　苫小牧労働基準監督署

区分 / 業種別		令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	令和２年 死亡	令和２年 休業４日以上	令和２年 合計	令和２年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
全産業合計		5	(24) 578	(24) 583	157	(2) 2	(16) 594	(18) 596	128	-13	-2.2	100.0
除く鉱業計		5	(24) 578	(24) 583	157	(2) 2	(16) 594	(18) 596	128	-13	-2.2	100.0
製造業		1	(2) 95	(2) 96	26		104	104	23	-8	-7.7	16.5
内訳	食料品		(2) 32	(2) 32	10		28	28	9	4	14.3	5.5
内訳	木材木製品		13	13	5		15	15	2	-2	-13.3	2.2
内訳	紙・パルプ		5	5			5	5	1			0.9
内訳	窯業・土石		8	8	4		8	8	2			1.4
内訳	金属・機器		8	8			16	16	4	-8	-50.0	1.4
内訳	輸送用機械		5	5	2		7	7		-2	-28.6	0.9
内訳	その他	1	24	25	5		25	25	5			4.3
鉱業												
土石採取			2	2			3	3	1	-1	-33.3	0.3
建設業		2	(2) 76	(2) 78	10		(3) 57	(3) 57	6	21	36.8	13.4
内訳	土木工事業		(2) 32	(2) 32	2		17	17	2	15	88.2	5.5
内訳	建築工事業	2	29	31	4		(3) 24	(3) 24	2	7	29.2	5.3
内訳	木造建築業		9	9	1		6	6	2	3	50.0	1.5
内訳	その他の工事業		6	6	3		10	10		-4	-40.0	1.0
道路貨物運送業			(5) 88	(5) 88	19	(1) 1	(4) 80	(5) 81	11	7	8.6	15.1
その他の運輸業			(1) 7	(1) 7	3		(1) 14	(1) 14	6	-7	-50.0	1.2
陸上貨物取扱業			4	4	1		5	5		-1	-20.0	0.7
港湾荷役業			4	4			6	6	1	-2	-33.3	0.7
林業		1	4	5			7	7	1	-2	-28.6	0.9
漁業			2	2	1		4	4	2	-2	-50.0	0.3
卸売・小売業			(7) 69	(7) 69	28		(3) 58	(3) 58	21	11	19.0	11.8
清掃業		1	24	25	9		28	28	8	-3	-10.7	4.3
ゴルフ場			11	11	4		10	10	5	1	10.0	1.9
その他の事業			(7) 192	(7) 192	56	(1) 1	(5) 218	(6) 219	43	-27	-12.3	32.9

本統計は、労働者死傷病報告書（休業４日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

（ ）内は交通事故で内数です。　　転倒災害は内数です。

令和３年　業種別労働災害発生状況（その２）

「その他の事業」の内訳　　（確定）

区分 / 業種別	令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	令和２年 死亡	令和２年 休業４日以上	令和２年 合計	令和２年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
農業		13	13	4		7	7	2	6	85.7	2.2
畜産業		37	37	4	(1) 1	50	(1) 51	5	-14	-27.5	6.3
理美容業		1	1			1	1				0.2
その他の商業		6	6	2		7	7	2	-1	-14.3	1.0
金融・広告業		5	5	3		1	1	1	4	400.0	0.9
映画・演劇業											
通信業		(4) 7	(4) 7	2		(3) 11	(3) 11	3	-4	-36.4	1.2
教育・研究業		4	4	2		1	1	1	3	300.0	0.7
保健・衛生業		71	71	19		(2) 109	(2) 109	17	-38	-34.9	12.2
飲食店		21	21	10		15	15	3	6	40.0	3.6
その他接客娯楽業（除くゴルフ場）		5	5	3		3	3	3	2	66.7	0.9
その他の事業		(3) 22	(3) 22	7		13	13	6	9	69.2	3.8
合計		(7) 192	(7) 192	56	(1) 1	(5) 218	(6) 219	43	-27	-12.3	32.9

令和３年　死亡災害発生状況

（確定）　　苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	2	8時台	林業	1人～9人	墜落・転落	伐木等機械	林業専用道の路外において、横転したグラップルソーに下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はグラップルソーを運転して、他車両とすれ違うためいったん路肩に寄っていた。
2	6	11時台	産業廃棄物処理業	10人～30人	はさまれ・巻き込まれ	車両系建設機械	産業廃棄物処理場の敷地内を通行していた被災者が、走行していたトラクターショベルにひかれたもの。
3	7	9時台	製造業	1人～9人	墜落・転落	荷役運搬機械 車両系	事業場敷地内でトレーラーに積み上げられた荷を下ろす作業中、地面に墜落した被災者が発見されたもの。 被災者は、別運転者が運転するフォークリフトと共同して作業を行っており、フォークに挿したパレット（高さ約2.3m）の近くで作業を行っていた。
4	9	14時台	建設業	1人～9人	切れ・こすれ	その他の一般動力機械	コンクリート基礎を手持式エンジンカッターで切断する作業中、エンジンカッターの刃が反発して被災者の首に当たった。
5	12	15時台	建設業	1人～9人	激突され	荷役運搬機械 車両系	他事業場敷地内を通行していた労働者が、他事業場の労働者が運転するフォークリフトにひかれたもの。

過去１０年間の死亡災害発生状況

発生年	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	2	合計
死亡件数	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	51 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

１　労働災害発生状況について

令和３年の全産業における労働災害（死亡及び休業４日以上）は583件でした。
前年同期に比べ２割以上増加している業種は、土木工事業15件（88.2%）、建築工事業７件（29.2%）、木造建築業３件（50.0%）、農業６件（85.7%）、金融・広告業４件（400.0%）、教育・研究業３件（300.0%）、飲食店６件（40.0%）、その他接客娯楽業（除くゴルフ場）２件（66.7%）、その他の事業９件（69.2%）です。
事故の型別では、転倒災害157件（26.9%）、墜落・転落83件（14.2%）、動作の反動・無理な動作72件（12.3%）、その他65件（11.1%）、はさまれ・巻き込まれ61件（10.5%）の順に多く発生しており、これらで全体の４分の３を占めています。

令和４年　業種別労働災害発生状況

（令和４年３月末現在）　　苫小牧労働基準監督署

区分 / 業種別		令和４年 死亡	令和４年 休業４日以上	令和４年 合計	令和４年 転倒災害	令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
全産業合計		2	(12) 161	(12) 163	61	1	(6) 120	(6) 121	55	42	34.7	100.0
除く鉱業計		2	(12) 161	(12) 163	61	1	(6) 120	(6) 121	55	42	34.7	100.0
製造業		1	(1) 31	(1) 32	11		(1) 20	(1) 20	7	12	60.0	19.6
内訳	食料品		11	11	1		(1) 8	(1) 8	3	3	37.5	6.7
内訳	木材木製品		5	5	2		3	3	1	2	66.7	3.1
内訳	紙・パルプ		3	3	3		1	1		2	200.0	1.8
内訳	窯業・土石		2	2	1		1	1		1	100.0	1.2
内訳	金属・機器		(1) 3	(1) 3			1	1		2	200.0	1.8
内訳	輸送用機械		4	4	3		2	2	1	2	100.0	2.5
内訳	その他	1	3	4	1		4	4	2			2.5
鉱業												
土石採取							1	1		-1	-100.0	
建設業			10	10	2		5	5		5	100.0	6.1
内訳	土木工事業		3	3	1		2	2		1	50.0	1.8
内訳	建築工事業		4	4	1		3	3		1	33.3	2.5
内訳	木造建築業		2	2						2		1.2
内訳	その他の工事業		1	1						1		0.6
道路貨物運送業		1	(6) 30	(6) 31	14		(1) 24	(1) 24	6	7	29.2	19.0
その他の運輸業			3	3	3		(1) 4	(1) 4	3	-1	-25.0	1.8
陸上貨物取扱業							1	1		-1	-100.0	
港湾荷役業			1	1			3	3		-2	-66.7	0.6
林業			2	2		1	1	2				1.2
漁業												
卸売・小売業			(1) 18	(1) 18	10		(1) 17	(1) 17	11	1	5.9	11.0
清掃業			7	7	5		7	7	5			4.3
ゴルフ場												
その他の事業			(4) 59	(4) 59	16		(2) 37	(2) 37	23	22	59.5	36.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業４日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

（ ）内は交通事故で内数です。　　転倒災害は内数です。

令和４年　業種別労働災害発生状況（その２）

「その他の事業」の内訳　　（令和４年３月末現在）

区分 / 業種別	令和４年 死亡	令和４年 休業４日以上	令和４年 合計	令和４年 転倒災害	令和３年 死亡	令和３年 休業４日以上	令和３年 合計	令和３年 転倒災害	対前年 増減数	対前年 増減率	業種割合
農業		2	2	2		1	1		1	100.0	1.2
畜産業		8	8	1		3	3	2	5	166.7	4.9
理美容業						1	1		-1	-100.0	
その他の商業						1	1	1	-1	-100.0	
金融・広告業						1	1	1	-1	-100.0	
映画・演劇業											
通信業		(2) 7	(2) 7	2		(2) 2	(2) 2		5	250.0	4.3
教育・研究業		1	1			2	2	2	-1	-50.0	0.6
保健・衛生業		33	33	6		16	16	10	17	106.3	20.2
飲食店		(1) 2	(1) 2	1		4	4	3	-2	-50.0	1.2
その他接客娯楽業（除くゴルフ場）		1	1	1		1	1	1			0.6
その他の事業		(1) 5	(1) 5	3		5	5	3			3.1
合計		(4) 59	(4) 59	16		(2) 37	(2) 37	23	22	59.5	36.2

令和４年　死亡災害発生状況

（令和４年３月末現在）　　苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	13時台	その他の製造業	10人～30人	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機	事業場敷地内において、けん引車両とトレーラーを連結する作業中、被災者がトレーラーの連結部付近で除雪作業を行っていたところ、けん引車両が後進して同車とトレーラーに挟まれたもの。
2	3	16時台	自動車運送業	10人～30人	転落	林業用集材機械	伐採作業が終了した林業現場において、当該現場にて発生した残材を収集するためグラップルレーキを運転していたところ、当該機械が集材道の路肩から転落し、この際に運転席から投げ出された被災者が、当該機械の下敷きとなったもの。

過去１０年間の死亡災害発生状況

発生年	24	25	26	27	28	29	30	令元	2	3	合計
死亡件数	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	53 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1　死亡労働災害について

令和４年３月には、林業現場内において重機が転落する死亡労働災害が発生しました。

重機を用いて作業を行う際は、転落等による危険を防止するため必要な幅員を保持すること、路肩・傾斜地等での作業時には誘導者を配置し、この者に誘導を行わせる等の措置を講じる必要があります。

また、重機が転落した際に運転者が運転席の外部に放り出されることのないよう、シートベルトを使用させることも必要です。

令和４年の死亡災害は既に２件発生し、昨年同期の１件を上回っています。あってはならない死亡労働災害をこれ以上増加させないよう、安全衛生管理の強化をお願いします。

2　労働災害発生状況について

令和４年３月末現在の全産業における労働災害（死亡及び休業４日以上）は163件でした。

前年同期に比べ２割以上増加している業種は、食料品製造業３件（37.5%）、木材木製品製造業２件（66.7%）、紙・パルプ製造業２件（200.0%）、窯業・土石製造業１件（100.0%）、金属・機器製造業２件（200.0%）、輸送用機械製造業２件（100.0%）、土木工事業１件（50.0%）、建築工事業１件（33.3%）、木造建築業２件（前年同期なし）、その他の工事業１件（前年同期なし）、道路貨物運送業７件（29.2%）、農業１件（100.0%）、畜産業５件（166.7%）、通信業５件（250.0%）、保険・衛生業17件（106.3%）となっています。

事故の型別では、転倒災害64件（38.6%）、その他33件（19.9%）、はさまれ・巻き込まれ16件（9.6%）、交通事故12件（7.2%）の順に多く発生しており、これらで全体の４分の３強を占めています。

3　解体、改修、各種設備工事における石綿（アスベスト）の有無の事前調査について

建築物・工作物の解体、改修、各種設備工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。

更に、令和４年４月１日着工の工事からは、一定規模以上の工事（解体部分の床面積の合計が80平米以上又は解体・改修工事の請負金額が税込100万円以上）について、石綿の使用が無い場合においても労働基準監督署及び自治体に事前調査の結果を報告する必要があります。

当署への事前調査結果の報告には、「石綿事前調査結果報告システム」をご使用ください。

詳しくは北海道労働局ホームページ及び「石綿総合情報ポータルサイト」を御覧ください。
●ホーム ＞ 各種法令・制度・手続き ＞ 安全衛生関係 ＞ 労働衛生関係 ＞石綿障害予防対策

4　墜落制止用器具について

令和４年１月２日から、新たな構造規格に適合した墜落制止用器具（胴ベルト型（一本つり）・フルハーネス型）を使用する必要があります。

また、作業場所時の高さに応じて、ガイドラインに則った器具を選定する必要があります。

詳細については厚生労働省ホームページを御覧ください。
●ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ 安全・衛生 ＞ 安全衛生関係リーフレット等一覧 ＞ その他（各リーフレット）「安全帯が『墜落制止用器具』に変わります！」